

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、「保医発0529第1号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

■ 適用日 令和2年6月1日から適用

■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
ME T e x 14遺伝子検査	5,000 点



## ▼詳細内容

検査項目	保険 点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備 考
ME T e x 14 遺伝子検査	5,000点	遺伝子関連 ・染色体 検査判断料 (※2： 100点)	D004-2「1」の 「□」処理が複雑な もの	<p>肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりME T e x 14遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「□」複雑なものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「□」処理が複雑なもののうち、(4)のアに規定する肺癌におけるME T e x 14遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。</p> <p>イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。</p> <p>ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「□」処理が複雑なもののうち、(4)のアに規定する肺癌におけるME T e x 14遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>エ 本検査と、肺癌の組織を検体としてME T e x 14遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注2」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。</p>